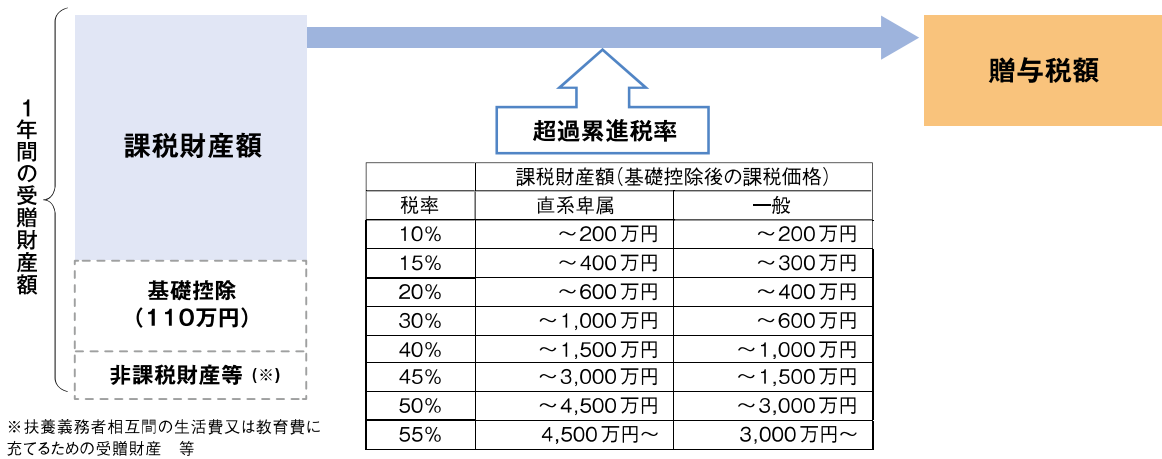


# Q11 贈与税って何？ ～贈与税の仕組みについて～

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、相続税を補完する役割を果たしています。

昨今の高齢化の進展に伴い、相続による子や孫世代への資産移転の時期がより後半にシフトしています。他方で、高齢者の保有する資産が現在より早い時期に子や孫世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に繋がるといった点が期待されます。こうした観点から、生前の贈与を容易にして、早期に高齢者の保有する資産を子や孫世代に移転できるように、贈与時に一律20%の贈与税を納付し、後に相続税の計算の際に精算する相続時精算課税制度を創設するなどの取組みが進められています。

## 1. 暦年課税の仕組み



## 2. 相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
贈与時	①贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で2,500万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額 3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 ×20% → 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
相続時	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 + 相続額 1,500万円 4,500万円 < 基礎控除:4,800万円 → 無税 ・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付	無税
		合計納税額	0円
			1,036万円

相続時精算課税制度を選択できる場合(暦年課税との選択制)  
 贈与者:60歳以上の者  
 受贈者:20歳以上の贈与者の直系卑属である推定相続人及び孫